

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和2年10月23日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000109号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000064号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月15日の標準賞与額を48万8,000円、平成18年6月15日の標準賞与額を35万7,000円、同年12月15日の標準賞与額を48万5,000円、平成25年12月13日の標準賞与額を60万4,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日、平成18年6月15日、同年12月15日及び平成25年12月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月15日、平成18年6月15日、同年12月15日及び平成25年12月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年6月15日
② 平成16年12月
③ 平成17年12月15日
④ 平成18年6月
⑤ 平成18年12月15日
⑥ 平成25年12月13日

A社から支給された請求期間①から⑥までの賞与の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間③、④、⑤及び⑥について、金融機関の預金取引明細表(平成17年9月以降保管)及び同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書から判断すると、請求者は、当該期間においてA社から賞与の支払を受け、請求期間③は48万8,000円、請求期間④は35万7,000円、

請求期間⑤は48万5,000円、請求期間⑥は60万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

また、請求期間④の賞与支給日については、金融機関から提出された請求者に係る預金取引明細表から、平成18年6月15日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主の回答は不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①及び②について、A社からは賃金台帳等の賞与支給額及び保険料控除額を確認できる資料を得られず、請求者についても当該期間に係る賞与明細書及び預金通帳を所持していない上、請求期間当時に住所があったB市及びC市においても、当該期間に係る所得証明書及び社会保険料の控除証明書は保存年限経過により発行できない旨陳述していることから、当該期間に係る賞与支給額及び保険料控除額を確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000140号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000065号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年2月から昭和49年5月まで

昭和43年2月頃から昭和49年5月頃までA社に料理人として勤務していたが、年金記録を確認したところ、同社における厚生年金保険の被保険者記録がなかった。請求期間に同社に勤務していたことを証明する知人の「同意書」を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者がA社の同僚として名前を挙げている7名のうち陳述を得ることができた1名及び同社の関連事業所であるB社に勤務していた知人が、請求者がA社に勤務していたと陳述していることから、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、請求者のA社における雇用保険の加入記録は確認できないほか、閉鎖登記簿謄本によると、同社は平成8年にC社に組織変更し、平成14年に解散している上、事業主は既に亡くなっており、ほかの役員の所在も不明であることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、前述の同僚7名のうち、2名はA社における厚生年金保険の被保険者記録がないほか、7名のうち所在が確認できた3名及び請求期間に同社における被保険者記録がある5名の計8名に照会したところ、4名から回答又は陳述を得ることができたが、そのうちの1名は同社における料理人の社会保険への加入は本人の希望もあったという旨の回答をしており、そのほかの1名は自身が同社に勤務していた期間に厚生年金保険に加入していた記憶はなく、国民健康保険に加入していた旨陳述しているところ、オンライン記録により、当該同僚が同社に勤務していたとする期間は国民年金保険料の納付済期間であることが確認できること等を踏まえると、請求期間当時、同社においては必ずしも全ての従業員を厚生年

金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、請求期間を含む昭和42年12月から昭和49年12月までにA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している51名の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、その中に請求者の氏名はなく、健康保険の整理番号は連番で欠番もないことから、請求者の記録が欠落した形跡もない。

なお、請求者から提出された「同意書」を作成した前述の知人は、A社は法人であったことから従業員を社会保険に加入させていたと思う旨陳述しているものの、自身は同社に勤務したことはなく、請求者の同僚の一部に厚生年金保険被保険者記録がない者がいる理由及び同社の社会保険加入に係る具体的な取扱いについては不明である旨陳述している。

このほか、請求者が請求期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料はなく、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。